

資 料

# 特殊詐欺の誘惑と恐怖 —若年成年の闇バイトと高齢者被害

鳥谷部 茂

- I はじめに
- II 闇バイトと被害実態
- III 高齢者の被害実態
- IV 法的責任と多様性への予防・対応
- V おわりに

## I はじめに

### 1 特殊詐欺とは

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である<sup>(1)</sup>。若年成年<sup>(2)</sup>は闇バイトを通じて加害者になり、他方、高齢者は振込め詐欺や預貯金詐欺等で被害者となっている。

---

(1) 法務省法務総合研究所編『令和 5 年版犯罪白書—非行少年と生育環境—』17 頁、19 頁（日経印刷、2024 年）参照。

(2) 民法改正（2022 年 4 月 1 日施行）により 18 歳となった者は成年となり、それまでの親権者の同意を得ることなく単独で法律行為ができ、法的責任を負うこと（未成年者取消権の対象外）となった。河上正二編『成年年齢引下げ（若年成年）と消費者保護立法（消費者法研究第 2 号）』（信山社、2017 年）、笹井朋昭他「特集・民法改正（成年年齢引下げ）の影響～「18 歳成人」のこれから～」法律のひろば 71 卷 10 号（2018 年）、笹井朋昭＝木村太郎編『一問一答 成年年齢引下げ』（商事法務、2019 年）、飯田泰士『民法 成年年齢 20 歳から 18 歳への引き下げ』（五月書房新社、2019 年）、鳥谷部「成年年齢の引上げ—満 18 歳で何が変わるの？」広島法学 44 卷 2 号 44 頁（2020 年）等参照。

## 2 特殊詐欺にみる闇バイトと高齢者被害

### (1) 犯罪白書にみる闇バイト

「令和4年における特殊詐欺の認知件数及び被害総額は、いずれも前年と比べて増加し、それぞれ17,570件（前年比21.2%増）、約371億円（前年比31.5%増）であり、8年ぶりに増加した。そのうち、特殊詐欺に関わったとして検挙された2,458人のうち、19%にあたる473人は20歳未満であった」<sup>(3)</sup>。

若年成年に対しては、アルバイトとして1日5万円、10万円（日当50万円や100万円もある）等と勧誘。若年成年は契約の際に自己のみならず両親等の情報も取得され、一旦加入すると退会できなくなり、反社会的な勢力等からの執拗な恐怖を受けることになる。実行犯役は、逮捕されやすく、後述の裁判例【1】熊本地判令和5.3.29では、25歳の「受け子」<sup>(4)</sup>が初犯でも懲役2年8カ月の実刑判決<sup>(5)</sup>の言い渡しを受けた。

### (2) 特殊詐欺にみる高齢者被害<sup>(6)</sup>

高齢者の特殊詐欺被害について、前掲の令和4年における特殊詐欺の認知件数及び被害総額のうち、依然として高齢者を中心に多額の被害が発生している。

65歳以上の高齢者被害の認知件数は1万5065件で、認知件数全体（法人被害を除く）に占める割合は86.6%に達しており、特に、65歳以上の女性の被害認知件数は1万1517件に上る。

手口別の認知件数は、還付金詐欺<sup>(7)</sup>が4,679件と最も多く、次いでオレオレ詐欺が4,278件となっており、キャッシュカード詐欺盗（認知件数3,051件）、

---

(3) 前掲『令和5年版犯罪白書』17頁参照。

(4) 電話をかける役割を「かけ子」、被害者宅に行き現金やキャッシュカード等を受領する役割を「受け子」、受領したカード等を使いATM等で現金を引き出す役割を「出し子」と呼んでいる。

(5) 言い渡された刑の執行が猶予されない有罪判決で、直ちに実行（刑務所に収容）される判決をいう。

(6) 前掲『令和5年版犯罪白書』10頁、17頁、19頁参照。

架空料金請求詐欺 (認知件数 2,893 件)、預貯金詐欺 (認知件数 2,362 件) と合わせて、特殊詐欺の認知件数の約 98.5% を占めている。

本稿では、連日報道されている悪質消費者取引について、第 1 に、若年成年の闇バイトの勧誘・役割・検挙・実刑判決等の実態、第 2 に、高齢者被害に関する最近の中国新聞による被害状況と特徴、第 3 に、特殊詐欺の多様性、闇バイト及び高齢者被害への法的対応の実効性や課題を確認し、若干の指摘を行なうことを目的とする。

## II 闇バイトと加害実態

### 1 闇バイト勧誘の実態<sup>(8)</sup>

大学入試に合格した若年成年は、春休みにバイトを探す場合が多い。4 月から入学する大学に通うために適した住宅を借りるための権利金、敷金、また、生活するための調度品、電気製品、寝具類等も必要である。さらには、4 月に入ると多数の履修科目の教材費等も相当の負担になる。

以上の費用を賄うために、アルバイトを探すことが多い。アルバイトは、従前は大学の学生課や掲示板、その他の広告等で探したが、今は携帯で検索することが非常に手軽にできる。問題は、そのような新入生への誘惑として、1 日 5 万円、10 万円等のアルバイト情報があふれていることである。しかし、一度入ると逃げられない闇バイトの世界への誘惑である (他に新生活に慣れた頃の 5 月の連休や夏休み等も注意しなければならない)。

---

(7) 公的機関の職員を装い、年金・税金・医療費・保険料の払い過ぎがある、コロナで休業分の給付金があるなどと信頼させて、銀行やコンビニの ATM に誘い出し、巧妙に金銭を支払わせる詐欺をいう。

(8) 田崎基『ルポ特殊詐欺』(筑摩書房、2022 年)、鈴木智彦+中村淳彦+山田敏弘ほか『潜入! 闇バイトと日本のシン裏社会』(宝島社、2023 年)、廣末登『闇バイトー凶悪化する若者のリアル』(祥伝社、2023 年)、フナタイム『闇バイトで人生詰んだー元特殊詐欺主犯からの警告』(かざひの文庫、2023 年)等参照。

### (1) 闇バイトに応募した動機と役割<sup>(9)</sup>

「持病があってその合併症で発症した病気の治療費に保険が効かなくて、それで高額になってしまって。1日5万円からっていう投稿をみて、やりとりし始めたのがきっかけ。」相手から紹介されたのは特殊詐欺の「受け子」という役割でした。特殊詐欺の多くはリーダーを頂点に、実行役を集めるリクルーター、犯行を統括する「指示役」、実際に高齢者の自宅に行き、現金やキャッシュカードを受け取る「受け子」「出し子」などに役割が分かれています。リクルーターや指示役とのやりとりはすべて SNS で行われました。

主要な手口は、預貯金詐欺では、親族、警察官銀行職員等を装い「あなたの口座が犯罪に利用されている」「キャッシュカードの交換手続きが必要である。」等の名目でキャッシュカードやクレジットカード、預貯金通帳などを騙し取るものである。市役所の者です、年金事務所の者ですとって還付金があることから、ATM に行かせ口座に振り込ませる手口も多い。

### (2) 闇バイトから抜けられない理由<sup>(10)</sup>

「もう怖いし、被害者にあうたびに後ろめたさと罪を犯すのが怖いというのが、つらくなってきて、辞めたいですって言うてみたんです。詐欺グループは『もし裏切ったりしたら家族とかに危害を加えるとか、私の情報を公表する、(犯行を) 通報する』と言ってきて、もう、どうしたらいいのかもわからなくなって…。辞めることができず、その後も犯行を重ねた。だまし取った金は5件で約1000万円まで膨れ上がった。そして、6件目の犯行に向かうとき、駅で警察官に職務質問をされたのだった。」

---

(9) 関西テレビ「闇バイト”受け子”で逮捕…初犯でも「懲役2年8カ月の実刑判決」親の個人情報も取られ「抜けられ得ない若者」FNNプライムオンライン <https://www.fnn.jp/articles/-/186551> (2021年)、週刊女性PRIME編集部「高校生も手を染める「日給10万円」闇バイトの実態」東洋経済オンライン <https://toyokeizai.net/articles/-/442120> (2021年)、警察庁「「闇バイト」で検挙少年たちの証言まとめた事例集」Webサイト <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/> (2023年)を公表等参照。

(10) 前掲注8)及び9)の文献等を参照。

また、詐欺に関わることを断ろうとすると「家族全員殺す」等と脅かされ、続けざるを得なかったケースも紹介されており、入会の際に家族や同居人等の個人情報を取られていて逃げられない。

### (3) 闇バイトは犯罪、堅実な仕事で生きがいのある人生<sup>(11)</sup>

「(闇バイトを) 探している子はお金が欲しくてやる子がほとんどと思う。ただお金が必要でしたことなのに、必要だった以上にお金が絶対に出ていく。前科もつく。マイナスしかないし、いいことは絶対にないから、犯罪するぐらいならなんでもできる。信じる人を絶対に間違わないで欲しい。生活が厳しくても、堅実な仕事で自分を磨く。最初は初級(例えば工事・機械・福祉・介護等)で資格を取り、努力して中級や上級を目指し他人に頼られ、生きがいのある人生が一番大事です。」

## 2 「かけ子」「受け子」「出し子」による特殊詐欺の検挙人員(令和2年)

現金やキャッシュカードを受け取る「受け子」や「出し子」として特殊詐欺に関わり、詐欺罪や窃盗罪などで有罪判決を受けた被告人のうち、過半数の55%が実刑判決を受けていたことが、公表された「令和3年版犯罪白書」で明らかになった。犯罪組織で末端にすぎない役割でも、裁判所が厳罰を科する傾向が見られる<sup>(12)</sup>。

警察庁によると、昨年10月以降に東京、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、広島、山口8都県で発生した14件の強盗事件は、「ルフィ」ら同一グループが関与したとみられる。各地の警察はこれまで10～30代の実行役ら三十数人を逮捕し、解明を進めている。また、群馬、滋賀、京都、大阪、岡山、福岡6府県で起きた強盗や窃盗なども、類似する手口などから、同一グループが関与した疑いがあるという。

(11) 前掲注8)及び9)の文献等を参照。

(12) 前掲注8)、9)の文献及び「特殊詐欺、組織末端でも5割超が実刑に 犯罪白書」NIKKEI Pprime <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE141G60U1A211C2000000> (2021年)等参照。

### 3 初犯でも実刑判決

最近、特殊詐欺の「受け子」として活動した若年成年の逮捕事例が増加している。特殊詐欺犯のうち55%が実刑判決を受けている。その際の実行役（かけ子、受け子、出し子）に対する判決例を紹介する。

#### 【1】熊本地判令和5・3・29（25歳）懲役3年の実刑<sup>(13)</sup>

##### （事案）

被告人（25歳）は、詐欺グループの現金の受け取り役、いわゆる「受け子」として、別の共犯者の息子を装ったウソ（他人になりすまし）の電話で、熊本市の70代の女性から現金500万円をだまし取った罪に問われた。

##### （判旨）

受け子は、特殊詐欺の実行に不可欠な役割で、被害額も大きい。事実を認め、反省しているとして懲役4年の求刑に対して、懲役3年の実刑判決を言い渡した。

#### 【2】大阪地判令和5. 9. 1. 懲役12年（求刑は懲役15年）<sup>(14)</sup>

##### （事案）

自営業の被告人（30歳）は、いわゆる「闇バイト」で集められた実行役に現場で指示を出し、去年5月、京都市の時計販売店で高級腕時計41本、およそ6,900万円相当を奪ったほか、大津市の質店のガラス扉にブロックを投げつけて侵入しようとしたなどとして強盗などの罪に問われた。京都市の事件では「ルフィ」を名乗って指示を出したとしてフィリピンを拠点にした特殊詐欺グループの幹部が逮捕・起訴されていて、被告人は、裁判で京都市と大津市の事件について「『ルフィ』という者の指示に従った」と述べ、起訴された内容を認めていた。

##### （判旨）

---

(13) 熊本 NHK Web2023. 3. 29 <https://www3.nhk.or.jp/1news/kuamoto/20230329> 参照。

(14) 滋賀 NEWS Web2023. 9. 1 <https://www3.nhk.or.jp/1news/otsu/20230901/2060014167.html>、NHK Web <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230901/k> 参照。

被告人は、「自発的に闇バイトに関与し、若者を次々と犯罪に巻き込んだのは非難に値する」などとして『『ルフィ』』という上位者の指示により、SNSを通じてみずからが準備した実行役などに具体的に指示を出した。被告人は自発的に闇バイトに関与し、若者を次々と犯罪に巻き込んだのは非難に値する」として懲役12年の言い渡しを受けた。

### 【3】 広島地判令和5・12・13(19歳)懲役11年(実行役)<sup>(15)</sup>

#### (事案)

起訴状によると、昨年12月被告人(19歳)は、共謀して店舗兼住宅に押し入り、男性A(50代)の頭をモンキーレンチで殴打。Aの両親にも暴行して3人を負傷させ、現金約250万円と、腕時計など130点以上(計2,439万円相当)を奪った。男性Aは脳挫傷などで現在も重態。

広島的事件を巡っては、被告人ら計9人が実行役と被害品の売却役として逮捕、起訴された。

#### (判旨)

被告人は、80代のAの父親に暴行し、金庫の暗証番号を聞き出すなど果たした役割は大きく、60万円の報酬も得た。共犯者のモンキーレンチで殴られた男性Aは現在も重態で健康な体を失った苦痛は計り知れない。身体の安全や財産に与えた被害が格段に大きい。また、自ら「闇バイト」に応募し犯行グループに加わった経緯も踏まえて少年法の精神を十分に考慮しても、特に重い刑事責任が求められるというべきである。

### 【4】 最判令和5.6.20上告棄却：窃盗未遂罪懲役3年、執行猶予4年<sup>(16)</sup>

#### (事案)

(15) 「19歳実行役懲役11年刑事責任特に重い」中国新聞2023(令和5)年12月14日、中国新聞デジタル2023.12.13、時事通信ニュース2024.3.29等参照。

(16) 最高裁判所判例集検索 [https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/)、増崎勇太「テーマ判例コラム「闇バイト」その1最高裁令和5年6月20日判決」プラスワン法律事務所 <https://plusone-law.jp/> (2023年) 参照。

本件は、金銭に窮した被告人(当時10代~20代)が、令和3年にSNSを利用して仕事を探していたところ、特殊詐欺の「受け子」役を依頼されたという事件である。被告人の役割は、被害者(当時76歳)の自宅を訪問し、キャッシュカードを預かるふりをしてカードをすり替え、カードを窃取するというものであった。

犯行当日、被告人は、キャッシュカードとすり替えるためのトランプが入った封筒を用意し、被害者の自宅近くで待機していた。ところが、共犯者が被害者に「還付金を受け取るためにキャッシュカードと暗証番号が必要です。」という嘘の電話をしたところ、被害者が不審に思い電話を切ったため、犯行計画は中止となった。そのため、被告人は被害者と直接に接することはなく、被害者に金銭的被害が生じることもなかった。その後、被害者は駐在所に通報し、被告人は付近の駅で職務質問され、逮捕された。なお、被告人に指示を出していた共犯者は、発信者の身元を特定することが難しい「テレグラム」というアプリを利用して被告人に連絡をしており、共犯者の特定には至らなかった。被告人は窃盗未遂罪で起訴された。

#### (判旨)

第一審(大阪地裁長浜支部令和3年6月14日判決)は、被告人が被害者宅を訪問するに至っていない本件では窃盗行為を生じさせる客観的危険性が認められる行為が行われたとはいえ、窃盗の実行の着手は認められないとして、被告人は無罪とした。

控訴審(大阪高裁令和4年4月26日)は、遅くとも共犯者らが被害者に対し電話でキャッシュカードに関する虚言を述べ始めた時点で窃盗の客観的な危険が生じており、窃盗の実行の着手が認められると判断して原判決を破棄し、窃盗未遂罪の成立を認めた(懲役3年、執行猶予4年)。

最高裁は、高裁の判断を是認し、高裁が新たに事実の取り調べをせずに破棄自判したことにも違法性はないとして、被告人の上告を棄却した。

#### [解説]

特殊詐欺の実行の着手の時期についての先例としては、最高裁平成 30 年 3 月 22 日判決<sup>(17)</sup>がある。

同判決は、「このように段階を踏んで嘘を重ねながら現金を交付させるための犯行計画の下において述べられた本件嘘には、預金口座から現金を下ろして被害者宅に移動させることを求める趣旨の文言や、間もなく警察官が被害者宅を訪問することを予告する文言といった、被害者に現金の交付を求める行為に直接つながる嘘が含まれており、既に 100 万円の詐欺被害に遭っていた被害者に対し、本件嘘を真実であると誤信させることは、被害者において、間もなく被害者宅を訪問しようとしていた被告人の求めに応じて即座に現金を交付してしまう危険性を著しく高めるものといえる。このような事実関係の下においては、本件嘘を一連のものとして被害者に対して述べた段階において、被害者に現金の交付を求める文言を述べていないとしても、詐欺罪の実行の着手があったと認められる。」

なお、裁判官山口厚の補足意見がある。「未遂罪の成否において問題となるのは、実行行為に「密接」で「客観的な危険性」が認められる行為への着手が認められるかであり、この判断に当たっては「密接」性と「客観的な危険性」とを、相互に関連させながらも、それらが重畳的に求められている趣旨を踏まえて検討することが必要である。特に重要なのは、無限定な未遂罪処罰を避け、処罰範囲を適切かつ明確に画定するという観点から、上記「密接」性を判断することである。」

その他の裁判例として、仙台地判令和 5・5・25 (46 歳) 懲役 19 年、前橋地裁判高崎支部令和 5・6・5 (84 歳) 懲役 3 年 6 月の実刑 (毎日新聞 2023 年 6 月 5 日)、東京地判令和 5. 11. 22 時事ドットコムニュース (25 歳) 懲役 11 年 (実行役) などがある。

---

(17) 最高裁判所判例集検索 [https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/)、内山良雄「詐欺罪における欺罔行為と実行の着手 (1) —最 1 判平成 30 年 3 月 22 日刑集 72 卷 1 号 82 頁を契機として」明治大学法科大学院論集 22 号 33 頁、40 頁 (2019 年) 参照。

#### 4 小括

闇バイトにおける加害者組織の実像は、令和3年版犯罪白書の図1からも浮かび上がってくる。その図1によると、特殊詐欺の逮捕者196人のうち、指示役は9.7%であり、「かけ子」が28.1%、犯行準備役が15.8%、「受け子や出し子」が46.4%となっている。この区分から特殊詐欺の実行体制とその役割分担を伺うことができる。刑罰の重さは、この役割分担に応じて、実刑の割合が、指示役と「かけ子」が83%から84%であるのに対し、「受け子・出し子」は54.9%となっている。指示役が「受け子・出し子」に指令を出し、多くの場合、次節に見られるように、高齢者から金銭や財産を詐取・強奪する実動部隊(実行役)となっている。このような実態は、日本国内だけでなく、フィリピン(マニラ)<sup>(18)</sup>やカンボジア(プノンベン)からの指示役や「かけ子」による指令によって行われていたことが海外拠点の摘発や裁判によって明らかになっている<sup>(19)</sup>。

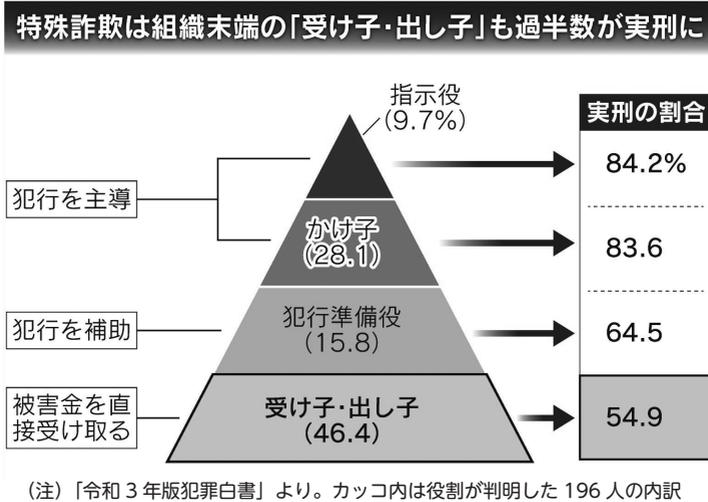
以上は、闇バイトの実話、裁判例、海外での活動から、特殊詐欺として活動実態である闇バイトの現状と一致するものである。

---

(18) フィリピンでは、マニラの拠点からウソの電話をかけてキャッシュカードを盗み取る事件を繰り返していた詐欺グループの36人が拘束された。2020年6月までの1年半の被害は、60億円以上とみられている。戸田一法「「ルフィの実行役」たちを待つ哀れな末路、素人強盗集団に厳罰必至の理由」ライフ・社会ニュース3面鏡 <https://diamond.jp/articles/-/317293> (2023年)。

(19) カンボジアでは、2023年3月から入国し首都プノンベンを拠点に、札幌、埼玉、広島等に特殊詐欺の電話をかけて現金などを騙し取った詐欺容疑などで日本人の男25人(20から42歳)を逮捕した。グループによる被害は、少なくとも8都道府県で約2億3600万円にのぼるとみられている。20代が16人だったという(中国新聞2023年11月9日及び10日)。

図 1 法務省法務総合研究所編『令和 5 年版犯罪白書—非行少年と生育環境—』17 頁、19 頁 (日経印刷・2024 年) より。



### Ⅲ 高齢者の被害実態

#### 1 中国新聞記事の紹介

中国新聞に掲載されている記事「断て 特殊詐欺」を次の表 1 にまとめたものである。

実際の記事の方がリアルであるが、スペースの関係もあり、簡潔にまとめ。令和 5 年 11 月から令和 6 年 2 月までの 4 カ月間に掲載された①～⑩の 31 件である (掲載事件の一部である)。

表 1. 中国新聞「断て 特殊詐欺」(令和 5 年 11 月から令和 6 年 2 月) の記事より

N0.	被害者・年齢	悪用された職業、年齢等	詐欺内容	被害額	所轄警察署
①	35 歳・派遣・男性	電話回線販売会社・37 歳	IP 電話回線を提供しアプリ利用料名目で電子マネーカードと現金を詐取	330 万円	広島組織安佐南署

②	60代、自営・男性	不明	暗号資産の投資、アプリの使用料名目で6回詐取	953万円	津和野署
③	80代、無職・女性	無職・38歳	他と共謀で情報漏洩トラブルの示談金要求	1000万円	下松署
④	60代	不明	能登半島地震で国民年金の払戻しがある。ATMで指定口座への振り込みを携帯電話で指示。	150万円	広島県警
⑤	80代女性ら4人	無職・45歳	老人ホーム入居名義貸しトラブル解決名目で都内の私書箱に送金。	3930万円	広島地裁判決R6. 2. 14
⑥	90代・女性	市役所職員	還付金がある。キャッシュカード2枚を受取り印鑑を取り行く間に別の封筒にすり替え。	66万円	佐伯署
⑦	60代・男性・会社員・	副業斡旋業者	オンラインカジノの初期投資200万円と口座情報の訂正で300万円の振込を要求。	500万円	岩国署
⑧	60代・女性	市職員	還付金があると職員を名のる男から電話。さらに金融機関のお客センター職員からATMでの振込の指示で振込む。	167万円	尾道署
⑨	40代・男性	指南役・資金管理役	インターネット利用外国為替証拠金取引（FX）で口座開設資金の振り込み指示。追加金11回入金。	1680万円	東広島署
⑩	80代・女性	警察官	あなたのカードで40万円引き出された。自分と夫名義の通帳3通とキャッシュカード渡した。	246万円	廿日市署
⑪	70代・女性	県防犯課監督官庁	個人情報漏れで番号が利用されその者が逮捕された。保釈金や示談金名目で受け子に渡した。	1350万円	山口南署

⑫	80 代・無職・女性	防犯協会 監督官庁	個人情報漏れで番号が利用されその者が逮捕された。保釈金や示談金名目で受け子に渡した。	7054 万円	下松署
⑬	80 代女性 2 人		不正に入手したキャッシュカード 3 枚と通帳 1 通でコンビニや銀行 ATM から引き出す。再逮捕。	209 万円	広島中央署 広島組織
⑭	80 代・女性	銀行協会・県警	他人がカードを使用。新カードの再発行必要。自宅のポストにキャッシュカード 4 枚を封筒に入れて置く。その後に引落。	75 万 1 千円	佐伯署
⑮	80 代・女性	警察官	カードが病院で不正利用。キャッシュカード 4 枚入りの封筒を玄関前の牛乳箱に入れて置く。ATM で 1324 万円引落。	1300 万円	周南署
⑯	80 代・女性		不正に入手した 4 枚をコンビニの ATM で 18 回にわたって 289 万 3 千円を引落。	289 万円	広島西署 広島組織
⑰	40 代・男性	厚生労働省	あなた名義で薬が購入され、犯罪に巻き込まれる。口座がマネロンに使用。振込の指示。インターネットバンキングで送金。	1000 万円	広島署
⑱	50 代・パート女性		ラインで投資の勧誘。仮想通貨に投資する資金の他に追加の運用資金や仮想通貨の現金化手数料等請求。	1043 万円	福山西署
⑲	60 代・無色・女性	市介護保険課	介護保険料が払い過ぎ。返納手続で ATM で振込まされる。	420 万円	山口署

⑳	80代・女性	百貨店従業員・警察官	カードが使えなくなる。女性宅を訪れた男がキャッシュカード2枚とすり替えその後ATMで引き出した。	100万円	広島西署
㉑	60代・無職・女性	経済アナリスト	外国為替証拠金取引（FX）へ口座開設資金の振り込み指示。追加金11回入金。	1050万円	佐伯署
㉒	80代・女性	警察官	百貨店で犯人逮捕。あなたの口座の暗唱番号必要。男が訪問してキャッシュカード2枚。トランプとすり替え。	200万円	福山北署
㉓	80代・無職・女性	百貨店関係者・警察官	目を離した際にキャッシュカード7枚が入った封筒をトランプが入った別の封筒とすり替えて盗む。	170万円	広島西署 広島組織
㉔	90代・男性	警察官	口座から不正に現金の引出しあり。キャッシュカード必要。受け子が2枚のカードを受け取る。	680万円	広島東署 広島組織
㉕	50代・男性	SNS投資グループ	外国為替証拠金取引（FX）への勧誘。口座に5回で413万円振込、出金のために404万円振込む。	817万円	島根河本署
㉖	80代・女性	警察官	情報が洩れている。キャッシュカードを預かる。女性宅を訪れ、カード3枚をすり替えて盗む。	120万円	岩国署
㉗	80代・女性	職業不定・外国人	不正に入手したキャッシュカード2枚をコンビニのATMで引き出した。	100万円	広島中央署 広島組織
㉘	60代・男女	年金機構 金融機関	2万7千円の還付金がある。ATMで指示のまま49万余円振込。妻の還付金もあり2回で99万8千余円を振込む。	150万円	福山東署

29	60 代・女性	市介護保険課職員	還付金がある。銀行で指示通りに ATM を操作し計 3 回現金を振り込んだ。	249 万円	益田署
30	80 代・無職・女性	無職・男性・20 代	警察をかたり口座から不正に現金が引き出された。キャッシュカードを交換の必要あり。カード 5 枚を ATM で引き出し。	126 万円	広島西署
31	50 代・看護師・女性	無職・男性・40 代	男性の知人の店経営のため銀行から 6000 万円借りる手続きが必要。900 万円を振込ませる。	900 万円	周南署

広島組織（末尾の所轄警察署欄）は広島県警組織犯罪対策 1 課の略である。

## 2 若干の整理

表 1 から以下のような整理をすることができる。

### (1) 被害者の年齢・職業

被害者の年齢は、60 才以上が 82% で、80 歳以上が 57% である。被害者の職業は、無職、会社員、不明である。

### (2) 勧誘方法・実行方法

#### 1) 加害者が名のった職業（●数字は表 1. の No を示す）

電話回線販売会社①、市役所職員⑥⑧、副業斡旋業者⑦、資金管理役⑨、警察官⑩⑭⑮⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿、県防犯課⑪、防犯協会⑫、銀行協会・金融機関⑬㉚㉛、厚生労働省⑰、市介護保険課⑱㉙、百貨店従業員⑲㉚㉛、経済アナリスト㉜㉝、SNS 投資グループ㉞㉟、外国人㉙㉚、年金機構㉛㉜など。

#### 2) 詐取方法

- ・ IP 回線で電子マネーカード・現金詐取①
- ・ 暗号資産の投資でアプリの使用料②
- ・ 情報漏洩トラブル示談金③
- ・ 能登半島地震で国民年金の払い戻し④

- ・老人ホーム名義貸しトラブル解決名目→私書箱に送金⑤
- ・還付金がある→キャッシュカード2枚すり替え⑥⑧②8②9
- ・オンラインカジノ・口座情報訂正⑦
- ・FXへの勧誘→振込みを指示⑨②1②5
- ・カードの不正引出しありと偽り夫のカード3通渡す⑩②4
- ・保釈金・示談金名目⑪⑫
- ・キャッシュカードの不正入手⑭②1
- ・預金の不正引き出し・カード交換必要⑳
- ・キャッシュカードのすり替え→引き出し⑳②②③②6②7
- ・受け子がカードを受け取る→コンビニ・ATMで引き出し⑬⑩6
- ・仮想通貨の投資・手数料⑱
- ・薬購入→インターネットバンキングで送金⑰
- ・介護保険料返納→払い込み⑲
- ・犯人が暗証番号悪用⑳
- ・振り込め詐欺⑳③1

### (3) 考えられる被害回避の対応策

- ・現金やカードを他人に渡さない。
- ・計画的な用途以外にお金を振り込まない。
- ・身内に相談する、消費者センターに相談する、警察等に連絡する。
- ・その時にすぐに決めない。必ず相談してから返事する。
- ・カードを渡した場合はすぐ警察や銀行、カード会社に連絡をする。

### (4) 被害の事後救済には現在の民事法は不十分では？

被害者の多くは65歳以上で退職後、老後の生活、さらには1人での自活が困難になるときの高齢者施設への入居費用としている予定している貴重な財産を、無残にも奪われてしまうことになる。一旦奪われた金銭は、無効や取消しができるとしても、相手方の名前も住所も明確でない、振込口座からは現金が引き出され逃走しているというのが現実である。また、財産損害の回

復については刑事事件では必ずしも期待できない。

以上が、中国新聞で明らかとなった被害者像、その特徴・勧誘方法である。これが、犯罪白書等でまとめられた被害者像とどのような傾向にあるのであろうか。

### 3 高齢被害者の全体像の比較<sup>(20)</sup>

『令和 5 年版犯罪白書』によると、冒頭で述べたように、全体として、「令和 4 年度における特殊詐欺の認知件数及び被害総額は、いずれも前年と比べて増加し、それぞれ 17,570 件（前年比 21.2% 増）、約 371 億円（前年比 31.5% 増）であり、被害総額は 8 年ぶりに増加した。極めて異常な事態である。

高齢者に対しては、遠方に居住の息子や警察、銀行員、公務員等を語り、還付金や給付金があるとしてキャッシュカードを受け取るなどして、振込金や預金を詐取してしまう**職権盗**と、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用して ATM 等から現金を窃取する**払出盗**に分けている<sup>(21)</sup>。

そのうえで、特殊詐欺に関する手口である払出盗及び職権盗の認知件数は、近年増加傾向にあったところ、「令和 4 年は、払出盗が 8,080 件（前年比 4.3%）であり、令和 2 年、同 3 年と前年より減少していた職権盗が 2,297 件（同 3.1%）であった（警察庁の統計による）」とする。

前掲表 1. の中国新聞の例では、従来からの銀行の ATM 口座への振込や払出詐欺は減少したが、キャッシュカードのすり替え詐欺やオンライン等による老人ホーム名義貸し・還付金の振込詐欺、FX 投資・暗号資産、仮想通貨

(20) 特殊詐欺等による高齢者被害に関する情報・文献等として、消費者庁『令和 5 年版消費者白書』66 頁から 112 頁の「高齢者の消費者トラブル」、警察庁「高齢者を犯罪・事故から守るための警察の取組」及び「特殊詐欺の手口と対策」警察庁 Web サイト [https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/koureisha.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/koureisha.html)（令和 5 年）、国民生活センターホームページ「高齢者の消費者被害」<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r02/honbun/html/wf111000.html>（2024 年）等参照、また、内閣府『令和 5 年版高齢社会白書』40 頁は、特殊詐欺の被害者の 9 割弱は 65 歳以上であるとする。

(21) 前掲『令和 5 年版犯罪白書』10 頁参照。

での振込等、多少異なるシステムを利用した詐欺方法が行われており、勧誘方法においても、詐取方法においても、国民生活センターの被害例と類似する傾向にある。

## IV 法的責任と多様性への予防・対応

### 1 悪質商法・特殊詐欺の多様性

#### (1) 従来からの悪質商法の変遷と多様性

サラ金被害続出（1976年）、豊田商事事件（1985年）、原野商法摘発（1989年）、マルチ商法（1990年）、商工ローン事件（1999年）、架空・不当請求被害（2003年）、振り込め詐欺被害（2004年）、悪質リフォーム被害（2005年）、敷金返還（2005年）、耐震偽装（2005年）、学納金返還（2006年）、水回り修理サービス等が発生してきた。いずれも錯誤、欺罔行為、不当勧誘等によって契約を締結させる点で共通する。最近は、情報機器等を用いる場合が多くなっている。例えば、インターネット、マルチ商法、スマホ、SNS、仮想通貨、個人情報、プライバシー、名誉毀損、出会い系サイト等である。

#### (2) 警察庁による特殊詐欺の分類

令和2年1月1日から、特殊詐欺の手口について以下の10種類に分類されている。オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗（窃盗）等である。

#### (3) 特殊詐欺の組織化・悪質化・巧妙化

前掲の表1.での被害は、ほとんど上記の特殊詐欺に含まれている。しかし、特殊詐欺は、組織化、悪質化、巧妙化しており、単なる悪質と言うにとどまらないのが特徴である。

従来からの銀行のATM口座への振込詐欺に加えて、高齢者には複雑で新たなシステムを利用した詐欺方法が行われており、市民や高齢者に対する啓発と対策が必要である。

## 2 法的責任に応じた対応

### (1) 法的責任

① 行政責任では、国や自治体等の行政機関（消費者センターから内閣府、消費者庁等）が事業者等に対して立入検査、課徴金賦課、免許取消し、勧告、公表等の行政処分や行政指導を行う。

② 刑事責任では、司法機関が詐欺事件等として摘発し、詐取金を没収し懲役刑等を科す。

③ 民事責任では、被害者が加害者・悪質業者に対して損害賠償請求や不当利得返還請求等を行う。一定の場合には、後述のように、特別法による差止や被害回復制度がある。

しかし、特殊詐欺により高齢者の失った損害回復には、行政責任、刑事責任、民事責任は必ずしも十分に機能しているといえるだろうか。確かに、加害者が加害行為を継続している場合や加害者のアジトに加害者が留まっている場合には、刑事事件として身柄を確保して刑に服させることが考えられる。しかし、経済的被害の予防や経済的損害の回復には異なる対応が必要である。

### (2) 行政責任・刑事責任<sup>(22)</sup>

特殊詐欺について、警視庁は、2024 年 4 月 1 日に、全国の警察の刑事部門や組織犯罪捜査の部門に「特殊詐欺連合捜査班」を設置し、都道府県をまたいだ連携の窓口となるほか、警視庁、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡の 7 都府県の警察には、他県から派遣された人員も加えるなどして、数十人から最大 200 人の専従の捜査班がつくられた<sup>(23)</sup>。

「連合捜査班」の体制では被害者がいる場所に関わらず、詐欺グループの関係

---

(22) 「特殊詐欺の連合捜査班」及び「サイバー特別捜査部」については中国新聞 2024. 4. 2 参照。

(23) 特殊詐欺等に対して、機動的に対応する機関として、2024 年 4 月から「特殊詐欺撲滅へ 500 人体制」が実働することになった（中国新聞 2023. 10. 16）。7 都道府県に配置される専門部隊である。

先がある地域の警察などが依頼を受け、初動から検挙までの一連の捜査を主体的に行うことになった。

警察庁は、SNS で集められた「闇バイト」などを広域で操りながら詐欺を繰り返している犯罪グループに対し、より効果的な形で捜査を進めることができ、頻繁に出張が発生するなどしていた地域の警察の負担軽減にもつながるといふ。

さらに、警察庁は、重大なサイバー攻撃・犯罪へ対処する部隊を増強した。2022 年 4 月発足の直轄部隊「サイバー特別捜査隊」を 2024 年度に「特別捜査部」（仮称）へ格上げし、人員や捜査用の資機材を拡充する。国内のサイバー犯罪の摘発は 22 年に過去最多を更新しており、深刻化する脅威に対応する。海外捜査機関との連携も強化する<sup>(24)</sup>。

警察庁は、3 月 30 日、2024 年度予算の概算要求を明らかにした。サイバー空間の脅威へ対処する関連予算として 55 億 5400 万円を計上。サイバー関連部門全体で約 35 人増員し、うち一部を特捜部に配置し約 300 人の態勢を敷くという。

以上により、行政、刑事、民事が連携して、悪質商法、特殊詐欺、組織犯罪に対して大きく貢献することが期待される。

### (3) 民事責任

被害の予防・差止や損害回復等に対しては、民事法制度で対応できることが望ましい。従来の法制度として、消費者被害については以下のような制度が用意されている。

#### 1) 振り込め詐欺に関連する法律

①「犯罪による収益の移転防止に関する法律」では、「振り込め詐欺（恐喝）」

---

(24) 「捜査能力向上へ サイバー特捜部」によると、特別特捜部に「企画分析課」と「特別捜査課」を新設し、特殊詐欺で得た収益を暗号資産（仮想通貨）に変えてマネーロンダリング（資金洗浄）するグループの全容解明を一層強力に推進する」とのことである（中国新聞 2024. 4. 2 参照）。

事件などに他人名義の預金口座等が悪用されていることから、その不正な利用を防止するための法律で、口座を譲り渡す行為、口座を譲り受ける行為、又はこれを勧誘するなどの行為は禁止されている。

②「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」では、役務提供契約に係る通信可能端末設備等（通話可能な携帯電話など）を他人に譲渡しようとする場合は、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、あらかじめ携帯音声通信事業者（電話会社）の承諾を得なければならない。

③「振り込め詐欺救済法」は、振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定めている。具体的には、金融機関が振り込め詐欺等により資金が振り込まれた口座を凍結し、預金保険機構のホームページで口座名義人の権利を消滅させる公告手続を行った後、被害者の方から支払申請を受け付け、被害回復分配金を支払うことなどが定められている。

これらの制度では、一刻も早く口座凍結手続きが出来る場合には有効となりうる。しかし、多くの場合は、警察への届出や手続を要求されるため、金融機関による口座凍結は、引き出し後にしか対応できない場合が多い。法改正により、特殊詐欺等に限定して機動的に対応できる特例措置が必要である。

## 2) 消費者契約法等の差止めと被害回復

その他にも、悪質な取引行為が継続する場合には、これを適格消費者団体が不当勧誘行為として差し止めること（消費者契約法 12 条以下）や特定適格団体による被害回復裁判手続（2016 年 4 月施行）によって、不当な利得を一括して回復する制度が設けられている。これらの制度は、事業者が明確で固定している場合には消費者保護制度として機能しうる。しかし、加害者・事業者の氏名・住所が不定・不明で、かつ、事後に逃走してしまう特殊詐欺業者には、残念ながら実効性を欠くといわざるを得ないであろう。この点も、被害財産の隠匿や移転等を迅速に阻止するための法改正や特別法が必要である。

### 3) 自治体・地域・コミュニティーでの対応

上記行政・刑事責任については、特殊詐欺の「連合捜査班」による迅速で機動的な対応が期待される。ただし、特殊詐欺に対する予防や損害回復についての現行の民事法制度では、より強化されない限り不十分であり、以下のような、自己防衛対策を住民に啓発していく必要がある。

#### ①消費者・被害者から自治体への連絡

若年成年および高齢者に対する消費者被害の端緒は、消費者からの申し出、行政機関による職権探知、消費生活センターからの情報提供による場合が多い。そのためにも国・自治体による地域・NPO等諸団体を通じての啓発活動が繰り返し実施される必要がある。これを受けての、行政・消費者センター等での把握（188 イヤヤ）、警察、銀行との迅速かつ密接な連携が必要である。連絡を受けた都道府県・市町村は、関連業法（貸金業法、食品衛生法等）、特定商取引法又は条例に基づき、勧告、重大被害防止措置、公表、行政指導（口頭、文書）を必要に応じて迅速に実施していくことが望まれる。

#### ②各戸への見守りと家族や地域コミュニティーによる対応（啓発活動）

- ・何かあった場合には、契約締結や現金、カード等の引渡しの前に必ず家族への電話などによる連絡をして確認する。
- ・家族に連絡できない場合には、親しい近隣や友人、民生委員、警察署等にいつでも連絡ができるように準備しておく。そして、この連絡を躊躇しない。
- ・高齢の場合や障害のある場合は、後見人、地域住民、社会福祉事務所、NPO等の見守りを受けるかいつでも連絡できるようにする。
- ・迷惑電話防止装置等の設置をする。

## V おわりに

闇バイトは犯罪である。本来は無垢な若年成年が、生活費などの工面のために、巧みな闇バイトの罠にはまり抜けるに抜けられず、結局は実刑判決を受け、自らの人生に汚点を残すことになる悪質な特殊詐欺は根絶させなければ

ばならない。また、高齢者が老後の生活資金を失うことは生きていくこと自体を困難にすることになり、これを防ぐ法制度が整備されなければならない。

1. 特殊詐欺に対する制裁を強化することは、消費者だけではなく、誠実な商売をする事業者にとっても重要である。悪質商法に譲歩することは、それを資金として、他に沢山の被害者が出ることに加勢していることになる。

2. 特殊詐欺に金銭等を騙し取られた場合、相手方が誰であるか判らない場合が多い。相手方の名前も住所もわからない場合、法的救済が困難な場合がある。犯罪が繰り返されている場合は監視カメラ等で犯人を特定できる場合がある。その場合でも逃走してしまうと逮捕されるまで時間がかかる。犯人が逮捕された場合でも、詐取した金銭が戻ってくるとは限らない。犯罪に巻き込まれないように、啓発活動に耳を傾け、自己防衛のために、信頼できるお店以外での取引は避け、かならず事前に身近な人に相談することを心掛ける必要がある。

3. 加害者の氏名・住所や事業者の所在地が秘匿され事後に逃走する特殊詐欺について、若年成年の闇バイトや高齢者被害に対する強力な被害予防・損害回復措置のための民事責任法制度（法改正等）が構築されなければならない。